

子どもの権利の効果（まとめ①）

自分の子どもの権利に気づく。



相手や周りの人に相談する。声をあげる。



子どもの権利が守られる。

日々の生活が快適になる。

意見がとおらないとき

子どもの権利=人権は、みんなにある



意見がぶつかってしまったときは

対等な立場で話し合って

折り合いをつける

子どもの最善の利益（4原則の1つ）

子どもに関することが決められ、行われるときは、

「その子どもにとって**最もよいことは何か**」を

第一に考える。

はたして

「子どもの意見 = 最もよいこと」？

子どもの最善の利益

ここに注意！

子どもの主張をそのまま叶えるのが
必ずしもいいわけではない

子どもが**本当**の思いや考えを
言葉にできていない場合もある

大人は、**自分の都合**から考えていないかを
自覚する必要がある

子どもの最善の利益

子どもの個性、成長段階

家庭の経済状況、家族構成など

実現できることには限界がある

条件のもとでのbest

「最もよいこと」は 状況によりさまざま

子どもの最善の利益

その子どもにとって

「最もよいこと」にたどり着くためには・・・

子どもの意見をしっかり聴く

周りの大人と十分に話し合う

子どもの最善の利益

決まった「最もよいこと」が

その子どもの意見とちがうときは・・・



なぜその結論になったのか

大人はその**理由**を十分に説明
子どもは説明を求めよう

子どもの最善の利益

子どもにとっては

「自分の意見どおりではないけれど

自分が**大切に**考えてもらった結果だ」

と感じられていることが大切！



リーダーの掟 (会議でのルールとマナー)

一つ 恥ずかしがらず、積極的に意見を言おう

何を話しても間違いなんてない。まとまってなくてもOK

一つ 他の人の意見は、さえぎらず、否定せず、しっかりと聴こう

ものの見方、考え方はひとそれぞれ、自分と違うものこそ尊いものです。

一つ ここで聞いたことは、ここだけの秘密にする

相手の個人的なことはむやみに聞かない。ほかで話さない。

子どもの最善の利益（グループ討議①）

「自分が大切にしてもらっている」と

感じるのはどんなときですか？

検討 → グループ討議 → 発表



子どもの最善の利益

子どもにとっては、



意見がとおらなかった場合も含めて

「自分が**大切**に考えてもらった結果だ」

と感じられていることが大切！

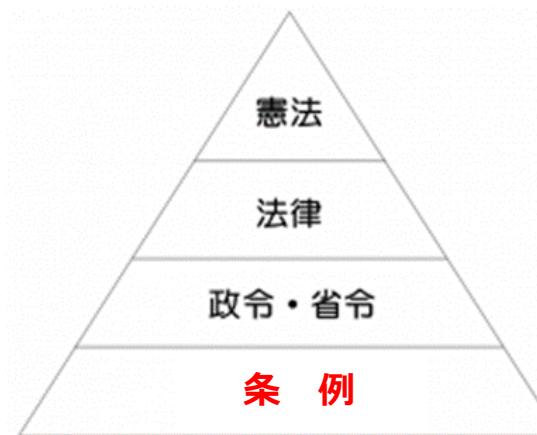
条例とは

自治体が制定するまちのルール（法）

地方自治体の区域内で適用される自治立法

国の法令に違反しない範囲で定める

議会の議決が必要



条例とは

区民に義務を課し、権利を制限するとき

⇒ 条例が必要

例) 区民税

公の施設の使用申請、使用料についても

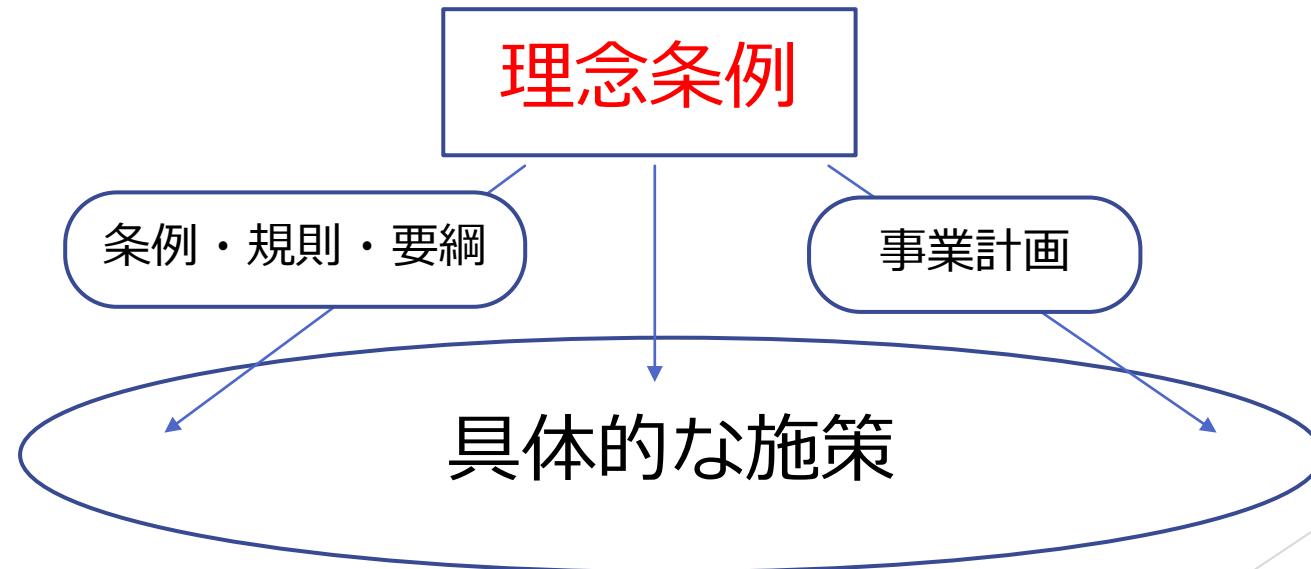
⇒ 条例が必要



条例とは

(仮称) こどもの権利に関する条例

- = 理念条例 行政の基本的な考え方、姿勢や枠組みを示す



条例前文とは

理念条例には、

前文（ぜんぶん、まえぶん）が置かれることがある

前文とは・・・

制定の趣旨、理念、目的などを
強調して述べた文章

前文 ～～～～～～～
～～～～～～～

第1条 ○○○○○○○
第2条 ○○○○○○○
第3条 ○○○○○○○

具体的なルールは定めない

前文をみてみよう（グループ討議②）

先行自治体の条例前文を読んで

事例① A区

事例② B市

感じたこと、考えたこと

いいなと思ったところは？

検討 → グループ討議 → 発表



お題（次回予告）

1 みなさんや周りの人の
「子どもの権利」の現状はどうですか？

ヒント 権利の種類ごとに見つめ直してみましょう

2 どんな自分になりたいですか？

ヒント 権利の種類を意識して考えてみましょう

3 「子どもの権利」を守るために
自分ができること！
大人や社会にしてほしいこと！

おつかれさまでした！！

子どもの権利についての理解は深まりましたか？

次回もぜひご参加ください！

よろしくお願いします

